

5月広報事項①

【件名】

5月は自動車税種別割（※）の納期です

※令和元年10月1日から、「自動車税」の名称が「自動車税種別割」に変わりました。制度は自動車税と同様です。

【内容】

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。令和2年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月1日（金）に発送します。6月1日（月）までにお納めください。

東京都の自動車税種別割は、金融機関や郵便局、または都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口をはじめ、指定のコンビニエンスストア、ペイジー対応のATM、パソコン・スマートフォン等からインターネット（モバイル）バンキングやクレジットカードでも納付できます。

詳しくは、東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）をご覧ください。

5月は自動車税種別割の納期です

令和2年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月1日（金）に発送します。

6月1日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※令和元年10月1日から「自動車税」の名称が「自動車税種別割」に変わりました。制度は自動車税と同様です。

コンビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。
ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

クレジットカード

※インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じた決済手数料がかかります。）。

[都税クレジットカードお支払サイト](#)

ATM
インターネット
モバイル
バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※金融機関・郵便局のペイジー対応のATM（現金自動預払機）から納付できます。
※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）「税金の支払い」をご覧ください。

車検用の納税証明書（はがきサイズ）は郵送されません

納税証明書が必要な方は、納付後、約10日後に都税事務所・自動車税事務所等へ申請してください。
車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができるようになっていたため、ペイジー・クレジットカードで納付した方への車検用納税証明書（はがきサイズ）の郵送は平成28年3月末をもって終了しています。

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

詳しくは、東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）の「税金の支払い」をご覧ください。

東京都 主税局

5月広報事項②

【件名】

身体障害者手帳等をお持ちの方へ 自動車税種別割の減免申請はお済みですか？

【内容】

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税種別割の減免を受けられる制度があります。減免を受けるためには、納期限の6月1日（月）まで（新たに自動車を取得した場合は登録（取得）の日から1ヶ月以内）に申請が必要です。減免申請書に必要な事項を記入の上、必要書類を添付して、都税事務所、都税支所、支庁、都税総合事務センター、自動車税事務所のいずれかへ申請してください。

詳しくは、東京都自動車税コールセンター（03-3525-4066）へお問い合わせください。

身体障害者手帳等をお持ちの方へ

自動車税種別割の減免申請はお済みですか？



●減免の対象となる方

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、障害の程度が一定基準の方

●減免が受けられる自動車

障害者の方又は生計を同じくする方が所有（又は取得）する自動車で、障害者の方が運転するもの又は生計を同じくする方が、その障害者の方の通院・通学等のために運転するもの

※個人名義の自家用自動車に限ります。

●申請方法

<申請場所> 都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所

<申請期限> 納期限（令和2年6月1日（月））

* 新たに自動車を取得した場合は登録（取得）の日から1ヶ月以内

※申請期限間際は窓口が大変混み合います。時間にご都合がつく場合は、月末時を避けてご来所くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

<必要書類>

①減免申請書 ②身体障害者手帳等 ③運転免許証（コピーの場合は表裏両面） ④印鑑（認印）

* 障害者の方と生計を同じくする方が所有する場合

上記①～④に加え、

⑤所有者又は取得者（納税義務者）の住所が確認できる公的証明書（運転免許証（コピーの場合は表裏両面）、住民票等）

* 生計を同じくする方が近隣にお住まいの親族の場合

上記①～⑤に加え、

⑥「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本等）

※既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土日・休日・年末年始を除く）

5月広報事項③

【件名】

車検時の自動車税（種別割）納税証明書の提示が省略できます！

【内容】

継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能になっています。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要になっています。

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税（種別割）納税証明書（継続検査等用）をご提示ください。

これに伴い、Pay-easy（ペイジー）やクレジットカードによる納付の際に郵送していたはがきサイズの納税証明書は、平成28年3月末をもって終了しています。

車検時の自動車税（種別割）納税証明書の提示が省略できます！

現在、継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能になっています。**そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要になっています。**

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。**この期間内に車検を受ける場合には、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税（種別割）納税証明書（継続検査等用）をご提示ください。**

これに伴い、Pay-easy（ペイジー）やクレジットカードによる納付の際に郵送していた**はがきサイズの納税証明書は、平成28年3月末をもって終了しています。**

詳しくは、各都税事務所にお問合せください。



【ご注意ください】

- ◆納付後 10 日程度の間車検を受ける場合は、金融機関等の窓口で納付して納付書右端の自動車税（種別割）納税証明書をご提示ください。
- ◆Pay-easy（ペイジー）やクレジットカードによる納付の際に郵送するはがきサイズの納税証明書は、平成28年3月末をもって終了しています。

5月広報事項④

【件名】

東京2020大会期間中は、宿泊税の課税を停止します

【内容】

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、令和2（2020）年7月1日から同年9月30日までの3か月の間に行われた宿泊に対する宿泊税を課税停止します。

東京2020大会期間中は、宿泊税の課税を停止します

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、令和2（2020）年7月1日から同年9月30日までの3か月の間に行われた宿泊に対する宿泊税を課税停止します

【宿泊税の課税停止の概要】

課税停止する期間	令和2（2020）年7月1日から同年9月30日までの3か月間
対象者	都内の旅館・ホテルの全ての宿泊者

※大会期間

オリンピック：令和2（2020）年7月24日～同年8月9日

パラリンピック：令和2（2020）年8月25日～同年9月6日

（参考）

1 宿泊税とは

都内の旅館・ホテルに宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月から実施されています。宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられています。

2 宿泊税の仕組み

- 納める方は、都内の旅館・ホテルに宿泊する方
- 納める額は、宿泊数×税率

宿泊料金（1人1泊）	税率
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

※宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課税されません。

※宿泊料金とは、食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金をいいます。

- 納める時期と方法

旅館・ホテルの経営者が宿泊者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに千代田都税事務所等へ申告して納めます。旅館・ホテルとは、旅館業法第3条第1項の営業許可を「旅館・ホテル営業」で受けたものをいいます。

【問合せ先】

- 千代田都税事務所事業税課個人事業税班（宿泊税担当） 電話（03）3252-7144（直通）
- 東京都主税局課税部課税指導課個人事業税班（宿泊税担当） 電話（03）5388-2956（直通）

5月広報事項⑤

【件名】

特別法人事業税の創設及び税率改正後初年度の予定申告について

【内容】

特別法人事業税が創設され、法人事業税・都民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告に限り、経過措置があります。

特別法人事業税の創設及び税率改正後「初年度」の予定申告について

- ◆ 特別法人事業税が創設され、法人事業税・都民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、**令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告**に限り、以下の経過措置が設けられています。

経過措置

令和元年10月1日以後開始する最初の事業年度の 法人事業税・特別法人事業税・都民税法人税割の予定申告税額の計算方法

〈法人事業税〉

$$\text{前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)} \div \text{前事業年度の月数} \times \underline{6.3}$$

〈特別法人事業税〉

$$\text{前事業年度の法人事業税額(合計額)} \div \text{前事業年度の月数} \times \underline{2.3}$$

〈都民税法人税割〉

$$\text{前事業年度の都民税法人税割額} \times \underline{1.9} \div \text{前事業年度の月数}$$

様式は初年度の経過措置に対応していないので、ご注意ください!



◆ 特別法人事業税とは

地方法人課税における財源の偏在を是正する新たな措置として特別法人事業税が創設され、**令和元年10月1日以後に開始する事業年度**の申告納付より適用されます。一方で、暫定措置であった地方法人特別税は廃止されます。特別法人事業税の申告納付方法等は地方法人特別税と同様ですが、税率が異なります。

法人事業税の所得割・収入割の税率も併せて改正されていますので、ご注意ください。

- **納税義務者** 法人事業税の申告納付義務のある法人が対象となります。
- **申告納付方法** 法人事業税・都民税と同一の申告書・納付書により、都道府県に申告納付します。
- **適用時期** 令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用されます。
(注) 令和元年9月30日までに開始する事業年度については地方法人特別税の対象です。
- **課税標準** 基準法人所得割額、基準法人収入割額(標準税率で計算した法人事業税の所得割額・収入割額)
- **税率表**

課税標準	法人の種類	税率(%)
基準法人所得割額	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37
	外形標準課税法人	260
	特別法人	34.5
基準法人収入割額		30※

※ 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る特別法人事業税については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から税率が40%に改正されています。

※ 法人事業税・都民税法人税割の改正後の税率については、主税局ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】 所管都税事務所の法人事業税班

5月広報事項⑥

【件名】

大法人の電子申告が義務化されました

【内容】

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

● 詳細はこちらから

東京都主税局ホームページ

eLTAX ホームページ

東京都 電子申告 義務化

検索

エルタックス

検索

- 国税も同様に大法人の電子申告が義務化されました。詳細については、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



5月広報事項⑦

【件名】

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【内容】

- (1) 昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和3年3月31日までに新築された住宅について、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税が全額減免（減免の対象となる戸数は建替え前の家屋により異なります。）されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

上記以外の要件として、①新築された住宅の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること、③建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること、④新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること、⑤新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること、⑥新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請することが必要です。

- (2) 昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和3年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の要件を満たす改修工事を行った場合、工事完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分*、居住部分で1戸あたり120㎡相当分まで固定資産税・都市計画税が耐震減額適用後全額減免されます。

*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分。

上記以外の要件として、①耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること、③建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること、④改修が完了した日から3ヶ月以内に減免申請することが必要です。

いずれの減免を受ける場合にも、申請が必要です。(1)の場合には「固定資産税減免申請書」、(2)の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。なお、建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますので、ご注意ください。詳しくは23区内の各都税事務所までお問い合わせください。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和3年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
（1月1日新築の場合は翌年の2月末）

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和3年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

5月広報事項⑧

【件名】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【内容】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対して、新築後新たに課税される年度から5年度分について固定資産税・都市計画税額が全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

◆減免要件◆

- ① 建替え前の家屋と建替え後の住宅がともに不燃化特区内に所在すること
- ② 建替え前の家屋の構造が木造又は軽量鉄骨造であること（2以上の構造がある場合には、木造又は軽量鉄骨造の床面積が総床面積の2分の1以上である必要があります。）
- ③ 建替え前の家屋が不燃化特区の指定期間中に取り壊されていること
（ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内（令和2年4月1日から令和2年12月31日までに新築した場合は、令和3年3月31日まで）に取り壊されている必要があります。）
- ④ 建替え後の住宅が耐火建築物又は準耐火建築物であること
- ⑤ 建替え後の住宅が検査済証の交付を受けていること
- ⑥ 建替え後の住宅の居住部分の割合が2分の1以上であること
- ⑦ 建替え後の住宅の新築年月日が不燃化特区の指定日から令和2年12月31日までであること
- ⑧ 新築された日の属する年の翌年の1月1日（新築された日が1月1日であるときは、同日）において、建替え前の家屋が滅失した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること
（※）該当しない場合であっても、一定の要件を満たせば対象となる場合があります。
詳しくは建替え後の住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。
- ⑨ 新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日までに「固定資産税減免申請書」により申請すること

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、木造又は軽量鉄骨造の家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります）

【申請期限】

新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末

【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

5月広報事項⑨

【件名】

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【内容】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した土地に対する固定資産税・都市計画税を最長5年度分、住宅の敷地並みになるよう8割減免します。

◆減免要件◆

- ① 取り壊した老朽住宅について区から防災上危険な老朽建築物であると認定を受けていること
※区に老朽建築物除却費助成を申請すると、区が認定を行います。
(助成制度がない区もあります。詳しくは各区の担当窓口にお問い合わせください。)
- ② 老朽住宅が、不燃化特区の指定日から令和2年12月31日までの間に取り壊されていること
- ③ 老朽住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- ④ 防災上有効な空地として、適正に管理されていると区から証明されていること
(家屋等の建設工事に着工している場合等は防災上有効な空地として認められません。)
- ⑤ 老朽住宅を取り壊した年の1月1日時点の土地所有者が、減免を受けようとする年の1月1日時点において、当該土地を引き続き所有していること
- ⑥ 減免を受けようとする年度の固定資産税・都市計画税の第1期分の納期限（6月30日（土・日・休日の場合は翌開庁日））までに「固定資産税減免申請書」により申請があったもの

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した防災上有効な空地として適正に管理されている土地のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

老朽住宅を除却した翌年度から最長5年度分について住宅の敷地並みの税額となるよう8割減免します。

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日（土・日・休日の場合は翌開庁日））までに申請してください（毎年申請が必要です）。申請には、区の証明書を添付する必要があります。

減免手続きについては、当該土地が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。
区の証明書については、各区役所へお問い合わせください。

5月広報事項⑩

【件名】

● e L T A X 電子納税がさらに便利になりました

【内容】

2019年10月から地方税共通納税システムが稼働し、e L T A X 電子納税がさらに便利になりました。これまでのインターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付が出来るようになりました。さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

詳細はe L T A X ホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

2019年10月から

地方税共通納税システムがスタート!!

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。



税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納付事務の負担が軽減されます!!

取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



5月広報事項⑪

【件名】

AI チャットボットによる都税お問い合わせサービスを開始しました

【内容】

東京都主税局では令和2年4月より、AI チャットボットを利用した都税お問い合わせサービスを開始しました。

24時間365日、パソコンやスマートフォンから、都税に関するお問い合わせができます。主税局ホームページより利用可能ですので、ぜひお気軽にご利用ください。

令和2年4月より

AI チャットボットによる都税お問い合わせサービスを開始しました

<利用方法>

1 主税局ホームページにアクセス

東京都主税局

検索

2 ホームページ右下のバナーを選択

お問い合わせにチャットで
お答えします。

<特長>

- 24時間365日、パソコンやスマートフォンから利用可能です。
- チャット（会話）形式で誰でも簡単にお問い合わせができます。
- 都税に関する一般的なお問い合わせにお答えします。

お問い合わせ先 主税局総務部総務課相談広報班 ☎ 03-5388-2925